

令和2年度事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

公益目的事業

1 まちづくりの基盤となる建設技術の向上、建設事業の品質確保及び良質な道路・河川環境の創出を支援することによって、道路や河川等の社会資本を安全で快適に利用し続けられるようにするための事業を、次のとおり実施した。(定款第4条第1項第1号)

(1) 講習会等の開催

建設技術者の技術力向上を図るため、工事関係者等を対象とした施工管理講習会等、継続学習制度(CPD及びCPDS)に対応した、建設業界のニーズに応える研修を実施した。また、行政職員を対象に材料試験研修等の研修を実施した。

(2) 建設技術の調査研究

良質な社会資本の整備に貢献するため、産官と連携した技術研究等に取り組み、施工技術の向上及び若手技術者の育成及び確保の支援につながる情報の提供や交換等を行う情報交流事業を実施した。

(3) 建設資材の品質試験事業

アスファルト、コンクリート、鋼材、土質及び骨材の品質試験を行った。

(4) パークアンドライド駐車場の運営

都心部への過度な自動車交通の流入抑制、公共交通機関の利用促進及び環境負荷の軽減を目的に、上社駅南駐車場をパークアンドライド駐車場として運営した。

(5) 堀川納屋橋地区にぎわいづくり事業

堀川納屋橋地区河川敷地の包括占有を受け、店舗地先のオープンカフェ使用許可やイベント利用者への敷地の貸出等を行い、河川敷地の利活用を促進するとともに、魅力ある空間の創出と同地区の活性化を促進した。また、堀川ギャラリーの管理及び運営を行った。

(6) 道路事故等の休日夜間緊急対応

名古屋市の土木事務所の閉所時間帯において市民等からの通報等の受付窓口となる休日夜間緊急センターの運営を行った。

また、受け付けた通報等を集計及び分析した上で名古屋市に報告し、対応等の改善を促すことによって市民目線に立った道路、河川及び公園の管理を促進した。

(7) 道路台帳サービスセンターの管理運営

道路に関する市民等からの照会に応じて、道路情報管理システムを運用し、道路台帳を閲覧に供した。

また、道路台帳の原図等を保管する道路台帳サービスセンターの管理及び運営を行った。

(8) 通学路の交通安全対策

名古屋市内の小学校区を対象に、児童の目線から見た通学路の交通危険箇所の点検調査を行った。

(9) 道路工事に関する調整及び広報

名古屋市内で行われる道路工事の計画、時期、方法及び他の占用物件の保全等について調整するとともに、公共工事や工事関係者の活動等について広報活動を行う名古屋市道路占用調整協議会の事務局運営業務を行った。

(10) イベントの開催・協賛等による普及啓発

道路及び河川の美化や適正利用の啓発を目的とした取組に参画及び協力し、またそれらの活動を支援することにより、道路河川愛護思想の普及啓発活動を行った。

(11) 地域参加型駐輪場の管理運営

鉄道駅周辺の放置自転車の発生を抑制し、快適な道路利用環境を創出するため、地域の自転車駐車対策協議会とともに、地域参加型駐車場の植田自転車駐車を管理運営した。

2 特定資産取得・改良資金として、建設技術センター建替資金及び試験機器更新資金を積み立てた。(定款第 12 条第 3 項及び特定費用準備資金等取扱規程第 4 条)

その他の事業（収益事業）

公益目的事業の推進に資するための事業を、次のとおり実施した。（定款第5条）

1 自動車駐車場の管理運営事業

市街地の駐車場難緩和及び市内交通の円滑化に寄与するため、道路の高架下等を駐車場として管理運営した。

2 道路台帳の複写サービス

道路台帳サービスセンターの利用者からの依頼に応じ、道路台帳の複写サービスを行った。

3 工事関係物品の販売事業

名古屋市が発注する土木工事に必要となる区域標及び検印証等の販売事業を行った。

以上

令和 2 年度事業報告の附属明細書

令和 2 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 64 条において準用する第 34 条第 3 項に規定する、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。